

こんにちは

◆地域包括支援センター
☎62-8200

地域包括支援センターです

～住宅改修～

『最近足腰が弱くなった。トイレが大変』『つまずいて転んでしまった。外出を控えている』などありませんか？こんな時、家具の配置を工夫したり、足元を整理するなどの工夫で、かなり過ごしやすくなります。



住み慣れた家で安心して暮らし続けるために、介護保険を利用し住宅改修を行うことができます。

- 対象者: 介護保険の要支援、要介護認定を持っている方(認定のない方はご相談ください)
- 対象工事: 《手すり設置》《段差解消》《洋式トイレへの取替》《開けやすい扉や滑りにくい床材などへの変更》《改修に必要な付帯工事》
※事前申請し、町の許可後、工事着工となります。
- 工事費: 上限20万円(上限額内の1割負担、上限超過分は自己負担)工事費全額自己負担し、支給申請後に工事費の9割が指定口座に振込まれます。
- 業者: どこでも【ご家族による改修も可能。材料費が該当します】

★住宅改修業者を選ぶポイント

- ・希望や要望を聞いてくれ相談に乗ってくれる。
 - ・介護、福祉の知識、経験があり、介護保険の主旨、手続きの理解がある。
 - ・本人、家族、ケアマネなどと連携が図れる。
- その他、簡易トイレ、入浴イスなどの衛生物品は購入、手すりやベッドなどは貸与できます。(要介護度により品目制限あり)
- 人の手を借りずに、いつまでもご自身の力で行動したいものです。お気軽に担当ケアマネージャー、もしくは地域包括支援センターにご相談、お問い合わせください。

健康ふじみ21

◆住民福祉課 保健予防係
☎62-9134

いきいき通信

—富士見町健康づくり計画
「健康ふじみ21」を推進しています—

精神保健福祉普及運動の 実施について

第60回精神保健福祉普及運動が現在実施されています。(長野県においては、10/22～11/21)この運動は、精神障害者の福祉の増進と県民の精神保健の向上を図ることを目的としています。

こころの問題は、個人的な問題ではなく、社会全体(みんな)で考えてゆくべき重要な問題です。次に示すものは「こころのバリアフリー宣言」と言い、精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針として、厚生労働省から示されたものです。

- ①精神疾患を自分の問題として考えていますか(関心)
- ②無理しないで、心も身体も(予防)
- ③気づいていますか、心の不調(気づき)
- ④知っています 精神疾患への正しい対応(自己・周囲の認識)
- ⑤自分で心のバリアを作らない(肯定)
- ⑥認め合おう、自分らしく生きている姿を(受容)
- ⑦出会いは理解の第一歩(出会い)
- ⑧互いに支えあう社会作り(参画)

①から④については、自分や周囲の人たちが注意すべきポイントであり、⑤から⑧については、社会全体として支援し、共生できる社会を築くことを目指すものです。

今回の運動を通じて、精神疾患に対する正しい理解を深め、精神障害者の早期治療並びにその社会復帰及び自立と社会参加の促進を図りましょう。



親と子の健康ガイド 11月 (11月11日～12月10日)

◆健康診査・予防接種

事業名	対象児	期日	集合時間	会場
4ヵ月児健診	平成24年7月生まれ	11月30日(金)	午後1:00	保健センター
7ヵ月児健診	平成24年4月生まれ	12月7日(金)		
10ヵ月児健診	平成24年1月生まれ		午後1:40	
1歳6ヵ月児健診	平成23年3月～4月生まれ	11月13日(火)	午後1:00	
2歳児歯科健診	平成22年9月～10月生まれ	11月21日(水)		
B C G	平成24年6月4日～平成24年9月5日生まれ	12月4日(火)	午後1:30	
3種混合	生後6ヵ月～7歳6ヵ月	11月27日(火)	午後1:15～1:50 (受付)	
ポリオ	ポリオの予防接種が完了していない方 (個別でご案内を通知しています)	11月16日(金) 11月26日(月)		

◆相談・教室

事業名	期日	受付時間	会場
乳幼児相談	11月28日(水)	午前9:30～10:30	保健センター

☎ 住民福祉課 保健予防係 ☎62-9134